

## 自動車税の申告手順の変更について（お知らせ）

令和3年3月1日（月）以降、県税事務所職員が駐在する【⑥県税】窓口を閉鎖し、【⑦県税】窓口に統合します。

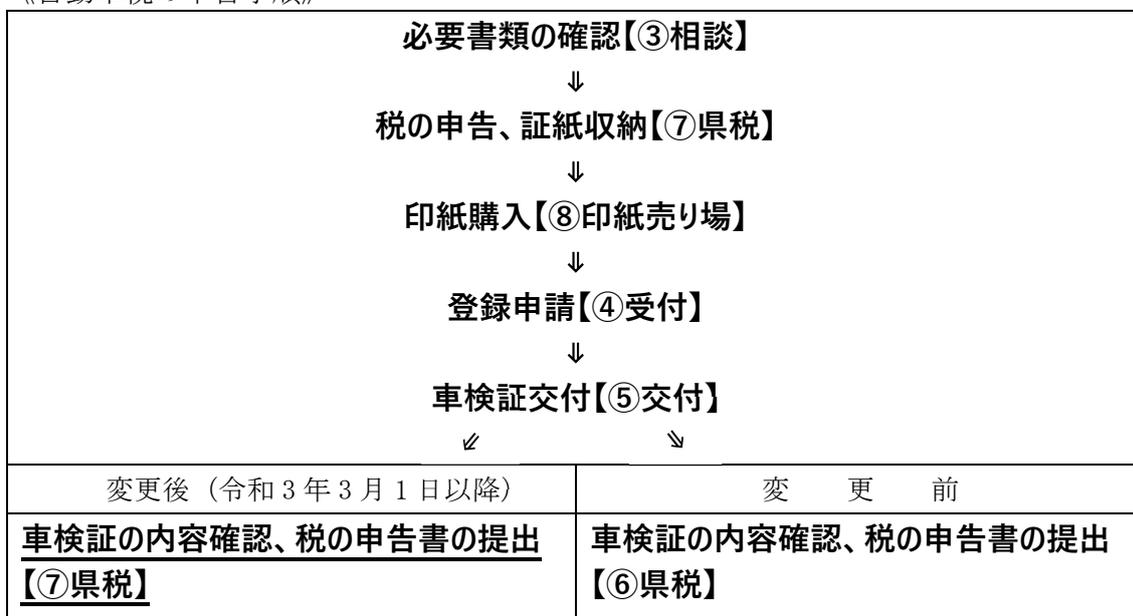
そこで、同日から、自動車税（県税）の申告について手順を変更します。

変更後は、自動車検査証（車検証）を受け取られた後に、再度、県税事務所自動車税課【⑦県税】窓口に来所いただき、税の申告書をご提出ください。車検証の記載事項の確認をさせていただきます。

お手数ですが、ご理解、ご協力をお願いします。

詳しくは、下記の香川県県税事務所自動車税課（鬼無町）にお問い合わせください。

### 《自動車税の申告手順》



※下線部の箇所について、車検証の内容確認等を行う場所が、県税事務所自動車税課（鬼無町）に変更となります。

※【 】内の文字は、窓口の表記を示しています。

